

宮城県生活衛生事業者燃料価格高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、今般の急激な燃料価格高騰により経営に大きな影響を受けている生活衛生事業者が継続的に安定した経営を行えるよう支援するため、燃料価格高騰分の一部について、予算の範囲内において、生活衛生事業者燃料価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者及び補助金の額)

第2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表1の「補助対象事業者」の欄に掲げる要件を全て満たす営業者とする。

2 補助金の額は、別表1の「補助金の額」の欄に定める額とする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県税の納税証明書（県税に係る徴収金に未納がないことの証明書）
- (2) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号及び取扱店舗名が確認できるもの）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付の申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 様式第1号は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4 知事は、第3に定める交付の申請及び実績報告があったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月27日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第2及び第4関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額
次のすべての要件を満たす事業者であること。 (1) 令和8年7月15日時点において、申請する施設（宮城県内に限る）が次のいずれかに該当する者 ア 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けている公衆浴場（一般公衆浴場に限る） イ クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2による検査確認を受けているクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く） (2) 申請する施設の運営において、燃料価格高騰の影響を受けている者 (3) 申請する施設について、令和8年4月1日から同年7月15日までの期間における営業の実態があり、申請後も当該施設における営業を継続する意思がある者 (4) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人でない者 (5) 交付申請書の誓約事項及び同意事項について、誓約及び同意をした者	燃料費等のかかり増し相当分	定額	【一般公衆浴場の事業者】 16万円 【クリーニング所の事業者 （受取・引渡のみを行う取次店を除く）】 6万円